

D 1 - 2 4

5 年 保 存 (常)
(令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 1 - 1 - 5

鹿 交 企 第 1 9 3 号

令 和 4 年 5 月 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

檔	企画調査係	TEL	
---	-------	-----	--

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について（通達）
見出しの件については、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について（通達）」（令和3年6月25日付け鹿交企第115号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、令和2年6月公布の「道路交通法の一部を改正する法律」（令和2年法律第42号）の施行に伴い、別記第1号様式「自転車運転者講習終了証書」中の一部を変更したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和4年5月13日から施行し、旧通達は令和4年5月13日をもって廃止する。

記

1 自転車運転者講習の在り方

自転車運転者講習は、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次の観点から講習を行うものとする。

- (1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- (2) 受講者に学習シートの作成や発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- (3) 受講者に自身の運転行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

2 自転車運転者講習の実施要領

(1) 実施主体

原則として、警察本部交通企画課において実施する。

(2) 講習対象者

自転車運転者講習の受講を命じられた者を対象とし、講習を実施するに当たっては、出頭してきた者が被命令者であることを運転免許証、保険証、学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

鹿児島県自動車運転技能向上センター、警察署等、視聴覚教材が使用できる環境が整備されているとともに、受講者のプライバシーに配慮した施設、場所において実施

すること。

(4) 講師

講師として警察職員の中から選任する場合は、次の要件に該当する者を必要数選任すること。

また、講習の実施に当たっては、必要に応じ、講習補助者を確保すること。

ア 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある者又は同相当職にある者

イ 交通安全教育の実務経験が豊富である者

(5) 講習用教材

教材として教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用すること。

(6) 講習内容（講習カリキュラム）

自転車運転者講習カリキュラム（別添）のとおりとする。

(7) 講習終了証書の交付

受講者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、別記第1号様式の「自転車運転者講習終了証書」（以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を交通企画課において保管すること。

また、受講者が講習終了証書の亡失、滅失又は毀損により、再交付を求めた場合は、別記第2号様式の「再交付申請書」により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

なお、他都道府県公安委員会で講習を受講した者が再交付を申請してきた場合であっても申請を受理することとし、この場合の再交付申請先は講習を実施した公安委員会とすること。

3 講習実施上の留意事項

(1) 一般的に受講者は、この種の講習を受けることに不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

(2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めるものとし、特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講ずるように配慮すること。

(3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めるものとし、特に、同一の場所で複数の受講者に対して講習を行う場合は、違反歴等の個人情報ほかの受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

4 自転車運転者講習の実施の委託

(1) 委託契約の内容

自転車運転者講習の実施を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な実施基準（以下「講習実施基準」という。）を定めた上で、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うこと。

ア 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める講習実施基準に従って講習を実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導・監督に従うこと。

ウ 講師は、自動車運転免許取得者をもって充てるとともに、講習の内容、方法等について、当該講師に対し、随時必要な指導を行うこと。

エ 講師について、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたときその他講師として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該講師を解任し、又は必要な期間その者に講習を行わせないようにすること。

オ 講習の実施に関して知り得た秘密をほかに漏らさないとともに、個人情報を適正に管理すること。

カ 講習が講習実施基準に従って行われなときその他契約条項に関する著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託を解約することができること。

キ その他講習の水準及び適正な実施を確保するために必要な事項

(2) 指導・監督の実施

自転車運転者講習の実施を委託したときは、受託者と連絡を密にし、随時、報告又は資料の提出を求め、講習に立ち会うなどして、講習の実施状況を把握するとともに、講習が適正に行われるよう指導・監督を行うこと。

また、受託者に対し、講習水準の維持・向上を図る観点から、必要と認める情報の提供に努めること。

(3) 講習終了証書の交付

自転車運転者講習の実施を委託したときの講習終了証書の取扱いについては、2(7)の要領により、受託者に、講習終了証書の作成・交付及び再交付を行わせるほか、作成した講習終了証書の写しを公安委員会に送付させること。

自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00 ～0:05 (5分間)	オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ、学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05 ～0:25 (20分間)	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度チェック ○交通ルール認知に関する小テスト ・講習開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25 ～0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・自転車事故の被害者、被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例)・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・自転車事故の被害者遺族等の手記	・テキスト
0:40 ～1:00 (20分間)	事例紹介 疑似体験	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や事故事例を選定して紹介する。 ・起こしやすい事故のリスクの可能性を説明する。 ○交通事故の危険性の疑似体験 ・視聴覚教材による疑似体験を通じ、違反行為の危険性を説明する。 (例)・スケアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5～10分程度の休憩	
1:00 ～1:15 (15分間)	体験談紹介 (自転車運転者)	講習④ 事故時の自転車運転者の責任 ○自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上のリスクの説明 ・具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴うリスクを認識させる。 (例)・法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
1:15 ～1:35 (20分間)	自転車ルールの徹底	講習⑤ 自転車の運転ルール ○交通ルールの徹底 ・自転車の通行方法に係る基本的ルールについてその根拠とともに確認する。 ・二度と事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。 ・地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境による交通事故の特性について説明する。	・テキスト
1:35 ～2:15 (40分間)	個人ワーク 討議等	講習⑥ 危険行為に関する学習 ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・診断テストに基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者自らが記述する。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らの危険行為に対する考え方、行動の取り方を認識させる。 ・発表では、自分が犯した危険行為についても振り返り発表させ、自分の行為がいかに危険であったかを認識させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、危険に対する正しい行動の取り方を認識させる。 (例)・危険行為が他の通行者に対し、なぜ危険となっていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合 休憩		→危険予測学習の事例を増やして対応 5～10分程度の休憩	
2:15 ～2:25 (10分間)	再検査	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック ○交通ルールの理解度に関する再チェック ・講習を通じた交通ルールの理解度を小テスト形式により再チェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルールの徹底を図る。	・小テスト
2:25 ～3:00 (35分間)	総括	講習⑧ 講習の総括 ○講習 ・本講習を通して気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成し、発表する。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文

別記

第1号様式（2の2(七)関係）

第	号
自転車運転者講習終了証書	
住所	
氏名	
	年 月 日生
前記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項 第15号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
実施機関	印

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者名及び代表者名」とする。

